

令和 8 年 2 月 北九州市議会定例会議案

議案番号	件名	ページ
議案第 65 号	北九州市介護保険条例の一部改正について	1
議案第 66 号	北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	14

議案第 65 号

北九州市介護保険条例の一部改正について

北九州市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 19 日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和 8 年度の保険料率の算定に関する特例を定める等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市介護保険条例の一部を改正する条例

北九州市介護保険条例（平成12年北九州市条例第16号）の一部を次のように改正する。

付則第12項中「）に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得」を「付則第15項から付則第19項までにおいて同じ。）に給与所得（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得をいう。付則第15項から付則第19項までにおいて同じ。）」に改める。

付則に次の5項を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

15 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において北九州市に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において北九州市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第10条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同

条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。)」とする。

16 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第10条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この項において同じ。）とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）」とする。

17 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第10条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項

若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。以下この項において同じ。)とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。)とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

18 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第10条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において北九州市に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において北九州市に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除

して得た額が、同年中の給与等の収入金額から 55 万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 65 万 1,000 円以上 161 万 9,000 円未満であり、かつ、135 万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が 10 万円以下である場合

ウ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 161 万 9,000 円以上 190 万円未満であり、かつ、135 万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65 万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）第 1 条の規定による改正前の所得税法別表第 5（以下「別表第 5」という。）の給与等の金額として、別表第 5 により当該金額に応じて求めた別表第 5 の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第 295 条第 1 項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和 8 年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和 7 年中の給与等の収入金額が 55 万 1,000 円以上 65 万 1,000 円未満であり、かつ、地方税法第 295 条第 3 項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から 55 万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 65 万 1,000 円以上 161 万 9,000 円未満であり、かつ、地方税法第 295 条第 3 項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が 10 万円以下である場合

ウ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 161 万 9,000 円以上 190 万円未満であり、かつ、地方税法第 295 条第 3 項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65 万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第 5 の給与等の金額として、別表第 5 により当該金額に応じて求めた別表第 5 の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

19 第 1 号被保険者の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 10 条第 1 項の規定の適用については、当該第 1 号被保険者が前項第 1 号に掲げる者に該当し、かつ、同項第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれかに該当す

るときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

参考

北九州市介護保険条例新旧対照表

付 則	新	付 則	付 則	日
1～11 略	(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)	1～11 略	(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)	
12 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。付則第15項から付則第19項までにおいて同じ。)に給与所得(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得をいう。付則第15項から付則第19項までにおいて同じ。)又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第10条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。	12 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。付則第15号から付則第3号に規定する合計所得金額をいう。)に給与所得(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得をいう。付則第15号から付則第3号)に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第10条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。	13 略	14 略	
13 略	(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)	14 略	(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)	
15 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日ににおいて北九州市に住所				

新	日
<p>を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日ににおいて北九州市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第10条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の2第3項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法によ</p>	

新	日
<p>る特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。)」とする。</p> <p>16 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第10条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この項において同じ。）とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該</p>	

新	日
<p>合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。)」 とする。</p> <p>17 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第10条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号）に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表によ</p>	

新		日
<p>り当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。) を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。)」とする。</p> <p>(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)</p> <p>18 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第10条第1項の規定については、当該第1号被保険者の属する世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいざれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法による市町村民税が課されている者とみなす。</p> <p>(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において北九州市に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において北九州市に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)</p> <p>(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいざれかに該当するもの</p> <p>ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た</p>		

新 場合	日
額が、同年中の給与等の収入金額から 55万円を控除して得た額以下である場合	
<p>イ <u>令和7年中の給与等の収入金額が 65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が 10万円以下である場合</u></p> <p>ウ <u>令和7年中の給与等の収入金額が 161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</u></p> <p>（3） <u>地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいづれかに該当するもの</u></p> <p>ア <u>令和7年中の給与等の収入金額が 55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から 55万円を控除して得た額以下である場合</u></p> <p>イ <u>令和7年中の給与等の収入金額が 65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</u></p>	

		新	日
<p><u>00円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合</u></p> <p>立 <u>令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</u></p> <p>19 <u>第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第10条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</u></p>			

議案第 66 号

北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 19 日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、消防団員等に係る公務災害補償の補償基礎額を変更するため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
北九州市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年北九州市条例第30号）
の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号本文中「9,700円」を「10,000円」に改め、
同号ただし書中「1万4,500円」を「1万5,000円」に改め、同条第
3項各号列記以外の部分中「100円を、第2号に該当する扶養親族について
は1人につき383円を、第3号から第6号まで」を「433円を、第2号か
ら第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号か
ら第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中

「

12,900円	13,700円	14,500円
11,300円	12,100円	12,900円
9,700円	10,500円	11,300円

を

」

「

13,340円	14,170円	15,000円
11,670円	12,500円	13,340円
10,000円	10,840円	11,670円

に

」

改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の
日以後に支給すべき事由の生じた北九州市消防団員等公務災害補償条例第3
条第1項に規定する公務災害補償（以下「公務災害補償」という。）並びに
同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第2条第3号
に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第

6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた公務災害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

参考

北九州市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

(補償基礎額)	新	(補償基礎額)	旧
第3条 略		第3条 略	
2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。		2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。	
(1) 略		(1) 略	
(2) 消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置従事者が、消防作業、救急業務、水防作業又は応急措置の業務（以下「消防作業等」といいう。）に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、 <u>10,000円</u> とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、 <u>1万5,000円</u> を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。	(2) 消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置従事者が、消防作業、救急業務、水防作業又は応急措置の業務（以下「消防作業等」といいう。）に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、 <u>9,700円</u> とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、 <u>1万4,500円</u> を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができます。		
3 次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者及び応急措置従事者（以下「消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として消防団員等の扶養を受けたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき <u>433円</u> を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき <u>383円</u> を、第3号から第6号までのい、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。	3 次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者及び応急措置従事者（以下「消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として消防団員等の扶養を受けたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき <u>100円</u> を、第2号に該当する扶養親族については1人につき <u>383円</u> を、第3号から第6号までのい、すれかに該当する扶養親族について1人につき <u>217円</u> を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。		
(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者			

		新	日
4	<u>(1) ~ (5)</u> 略	<u>を含む。)</u> <u>(2) ~ (6)</u> 略	

	新		日
別表	補償基礎額表（第3条関係）		
	別表 補償基礎額表（第3条関係）		
階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
消防団長及び副団長	13, 340円	14, 170円	15, 000円
分団長及び副分団長	11, 670円	12, 500円	13, 340円
部長、班長及び団員	10, 000円	10, 840円	11, 670円
備考	略		
	勤務年数		
階級	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
消防団長及び副団長	12, 900円	13, 700円	14, 500円
分団長及び副分団長	11, 300円	12, 100円	12, 900円
部長、班長及び団員	9, 700円	10, 500円	11, 300円